

史料紹介『上首寮日記』

真宗学事研究資料班

(解説)

I

ここに紹介する『上首寮日記』は、近世東本願寺の末寺子弟教育機関である高倉学寮の上首が記した日記である。学寮内にあつた上首の部屋を上首寮と称したので、この名称がつけられた。上首の職制等は後述するとして、まず『上首寮日記』の概要の紹介から始めよう。

『上首寮日記』は全五巻伝存し、大谷大学図書館に所蔵されている。文政六年七月より明治五年まで、四十九年間余に亘つて書き継がれている。巻別に所収年次を記すと次のようである。

- | | |
|--|--|
| 第一巻、文政六年七月朔日 <small>(二八三三)</small> ～天保六年十二月晦日 <small>(二八三五)</small> | 第二巻、天保七年正月朔日 <small>(二八三六)</small> ～天保十三年十二月晦日 <small>(二八四一)</small> |
| 第三巻、天保十四年正月朔日 <small>(二八四三)</small> ～嘉永三年十二月晦日 <small>(二八五〇)</small> | |

第四卷、嘉永(二八五)四年正月朔日(二八六)～明治三年四月五日

第五卷、明治三年四月七日(二八七)～明治五年十一月二十日

このうち今回翻刻したのは、第一巻の記載開始の文政六年七月朔日より、翌文政七年六月晦日までの一ヶ年分である。

次にその料紙は、全五巻共に美濃紙を用い、粘葉綴に製本されている。各巻の寸法及び墨付を示すと

第一巻、縦30.0cm 横20.0cm 墨付三六五枚

第二巻、縦31.0cm 横21.0cm 墨付五三七枚

第三巻、縦31.0cm 横21.0cm 墨付三八五枚

第四巻、縦30.5cm 横21.0cm 墨付五一七枚

第五巻、縦30.0cm 横21.0cm 墨付二九七枚

である。また各巻には厚手の表紙がつけられ、それぞれ「上首寮日記」という外題と、巻数が墨書きされている。さらに下小口にも、巻数や記載開始年次等が記されている。

特に第一巻などには、多くの挿入紙や仮綴の小冊子が挟み込まれているが、一々記さなかつた。総体に保存状態は良好であり、第一巻に若干の虫損はあるものの、比較的度の軽いものである。

II

さて、この『上首寮日記』を記した上首職の成立と経移、ならびに学寮における役割と位置について順次述べてみ

よう。

東本願寺の学寮は、寛文五年（一六六五）の創立になり、当初は東坊において開講されていた。延宝元年（一六七八）に至り、涉成園内に専用の学舎が建立され、さらに宝暦四年（一七五四）高倉魚柵に移転拡長してより、高倉学寮と呼ばれるようになった。

初期の職制について定かではないが、創立当初は学識のある御堂衆が末寺子弟の所化に講義を行うだけであり、特に組織と呼べるものはなかったようである。宝暦五年（一七五五）高倉魚柵への移転を期に、監寮・講者・上首・寮司といった学寮の職制が定まるが、その際東本願寺へ提出された講者惠然による「言上書」³⁾には、

上首 是ハ只今迄板頭ト称シタル者也（中略）總衆ノ長者ニテ候ヘハ衆長或ハ上首或ハ上座ト可称哉之事且只今迄板頭ヲ一人或ハ一人申付候ヘ共物頭ハ兩人御座候テハ却テ滞申事ニ候ヘハ唯一人ニ仰付下役ヲ六七人申付候様ニ仕度候事

と見え、「上首」という名称に定まるのは宝暦五年以降であるが、それ以前より「板頭」と呼ばれる職として存在したことが窺える。この「板頭」職がいつ頃より始まったか、それを示す史料はみられない。しかし、所化を教育する御堂衆が、享保年間（一七一六～三六）にはすでに、教育担当者（後の講者へつながる）と事務担当者（後の監寮・寮支配へつながる）とに分化していくことから、学寮が組織化されつつあることが窺え、おそらくこの頃には、職務規定はなくとも、「板頭」職が生まれていたであろうと推測できよう。

次に、上首の職制について述べてみたいが、先に掲げた宝暦五年の恵然「言上書」には詳かではない。学寮の諸制度の研究に成果をあげられた武田統一氏の記すところによると、上首は寮司（後述）のうちより任せられ、「年中左

寮し、「役務に年限なく、一切は講師の監下に在つて講義とか、図書、あるいは日常の経営事務が課せられ」ていた。即ち、学寮の庶務全般を管領する職であると規定してよからう。

以上のような職制の上首が、学寮内でいかなる位置を占めるかを考えるには、まず学寮の組織全体を見てみる必要がある。学寮の組織は、先に述べた宝暦五年の職制改革以降は比較的明らかである。宝暦五年の恵然「言上書」に見られる職は、監寮・講者・上首・寮司・大衆の五種であったが、以降、宝暦七年（一七五七）に擬講、明和三年（一七六六）には講師・嗣講の職制が定まり、所謂三講者制度が成立する。またこの頃、御堂衆が務める監寮が、監寮奉行とその補佐役の寮支配に分化、さらに坊官が務める学寮奉行が新設されるなど、この時期に学寮制度上的一大改革が行われた。次で寛政三年（一七九一）の擬寮司の新設、さらにこの頃には知事職が寮司より分離独立するなどして、この『上首寮日記』の記載が始まる文政期には、学寮奉行・監寮奉行・寮支配・講師・嗣講・擬講・上首・知事・寮司・擬寮司・大衆と、実に十一の職に分化している。

そこで、この期の学寮組織を図にしてみたのが図1である。

(図1)

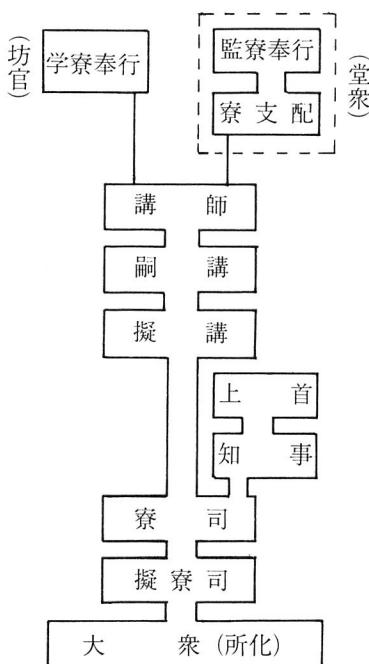


図1にそつてその職制に説明を加えてみると、まず上部左右に記した学寮奉行・監寮奉行・寮支配であるが、彼等は学寮の事柄について重要な責任を負ってはいるが、東本願寺内に別の主たる仕事をもつ坊官や御堂衆であるので、問題が広がり過ぎると思われ、ここでは説明を省く。次に記した講師以下大衆までが日常的に学寮での生活を送る者であり、そのうち講師・嗣講・擬講が三講者と称する教育担当者、それ以外が被教育者である。大衆より講者へ続く縦の線が、学問の年齢や才能により上昇する学問上の席次と考えてよい。ここにいう大衆とは平所化衆であり、また三講者については説明は要しないと思うが、大衆と三講者の間にある、寮司・擬寮司について少し説明を加えておきたいと思う。

まず寮司は、先述の宝曆五年の「言上書」にも規定された職であり、当初は大衆の起居する寮に、一名づつ大衆中より任せられ、寮内大衆を支配し、その一切の事務を担当していたが、次第に「学階的色彩」を強め、この時期に至ると、擬寮司中より選ばれ、安居の時には講者による本講につづく副講を担当するようになる。擬講はこの寮司のうちより推選される。¹¹ 次に擬寮司は、寛政三年に大衆より寮司への一学階として設置され、当初大衆は夏安居十六年懸席をもって任せられたが、後九年に変更された。擬寮司は単なる被教育者ではなく、安居における講義の一形式である会読¹²も許されるなど、設置当初より極めて学階的意味の強い職である。¹³ 以上のような寮司・擬寮司に対し、上首職はどう位置づけられようか。

被教育者である所化衆にとって、擬講への転進は最も大きな学階上昇である。その擬講へ進む条件は、先にも触れたように、寮司であることにより、手続きとしては、講師・嗣講が寮司のなかから適任者を推選し、東本願寺当局が選択任命するという順序をとっていた。¹⁴ ところがそこには、上首職経験の実績は余り関係していないようである。武田氏は上首職について、「平所化などを指導し得る学究的人物が任用された」と述べ、上首の学的あり方に触れられているが、上首経験者である法因・靈潭・智鏡・蓬峯・洞水・澄海・義賢・恵眼・徳念・智広・更代・密聞・上衍・蓮峰・北海・見影等の経歴を調べると、三講者へ昇進したのは、功乗院洞水一人であり、それも擬講止りである。¹⁵ また、安居においては、寮司による副講が行われるが、その副講経験者も靈潭・澄海・密聞・上衍・北海の五名のみで、他の十名は擬寮司に許されている会読すら行つた記録はないのである。¹⁶ このような点から見ると、上首は学的職階とは一応別にあり、あくまで学寮の庶務全般をのみ担当する職務であつて、事務能力に優れた人物が選出任命されたと考えるのが妥当であろう。

III

次にこの『上首寮日記』の史料的価値に触れていきたいと思う。それについては、当該期の他の学寮関係史料と『上首寮日記』とを比較検討することが必要であろう。そこでこの時期の学寮の事を記した史料を列挙すると、次のようになる。

- 『学寮歴年紀事』²²
- 『講師寮日記』²³
- 『澄海日記抜書』²⁴
- 『秋夏当役日記』²⁵
- 『春秋安居日記』²⁶
- 『夏安居日記』²⁷
- 『上壇問日記』²⁸

以下これらの史料の概要を紹介し、これら学寮関係史料のなかで、『上首寮日記』の占める位置を確認してみたいと思う。²⁹

まず『学寮歴年紀事』『講師寮日記』は、この『上首寮日記』同様、学寮の日常を書き継いだものであり、『学寮歴年紀事』は天明七年（一七八七）から寛政四年（一七九二）までの六ヶ年、『講師寮日記』は享和元年（一八〇一）

より文化十年（一八一三）までの十三ヶ年分を記載しており、『上首寮日記』に先行する時代の学寮の実態を知りうる貴重な史料である。次に『澄海日記抜書』は、前三者と同様の記載内容をもち、文化十三年（一八一六）正月朔日より秋安居までの日録である。記載期間が短いため、この一点のみでの利用は難しいが、前三点と併せて検討されば、その価値は高いものである。

『秋夏当役日記』『春秋安居日記』『夏安居日記』は、安居の時のみ設置される知事により記されたもので、以上のものと異なり、安居期間中の記事のみ記されている。『秋夏当役日記』は天保十三年（一八四二）秋安居、『春秋安居日記』は慶応二年（一八六六）の秋安居より、慶応四年（一八六八）の秋安居まで、都合五回の春秋安居、『夏安居日記』は、同じく慶応二年より慶応四年までの三回の夏安居中日記である。安居中の出納、人の出入、講義や行事の進行情況等を中心として、極めて精微な内容をもち、前四点の日記において、記事的にやや疎薄さのみられる安居期間を補うものとして貴重ではあるが、安居という限定された特殊な期間のみの記録であるため、史料的価値にもまた限界はある。

さて最後の『上壇間日記』であるが、これはこれまでの史料と少しく異なり、学寮に直接関わるものではない。本書は近世東本願寺における「宗教機構上の最上級機関」たる上壇間において、下間・栗津という坊官により記された、教団全体の記録であり、元文四年（一七三九）から明治三年（一八七〇）まで一四〇年余の重だつた事柄が細かく記されている。むろん学寮の事について多くの記述があるが、現在知りうる限りでは、それは当然のことながら、学寮より東本願寺へ文書をもって上申され、それに裁許を加えた事柄がほとんどであり、日常的な学寮の動きが記されることとは余りない。

以上、簡単に紹介してみた学寮関係史料と比較するとき、この『上首寮日記』は、学寮内の出来事についての記載の細かさ、そして長期間に亘る記載の連續性という二点に特徴があるように思われる。従って、学寮の組織制度といった側面を研究するには、最も優れた史料の一つとなるのであり、類似した記載内容をもつ『学寮歴年記事』や『講師寮日記』とともに検討されれば、より史料的価値の高まる性格の史料と考えてよからう。

IV

さて次に、『上首寮日記』を検討することにより知りうる、学寮の組織・制度面の研究が、現在までどのように行われてきたのか、研究論考と史料研究の二点にわたって見てみよう。

まず研究論考面では、武田統一氏の『真宗教史』³⁴を上げなければならない。本解説を書くにあたつても多くの教示を得た大著である。武田氏の研究方法、その内容については、別稿で論じたいと考えているのでここでは触れないが、学寮の組織・制度面に関する唯一の本格的な論考であり、今後の研究の指針となるべきものである。この他「大谷派学事史年表」³⁵もまた、組織・制度を知る上では貴重な労作である。しかしこれは後に述べる『東本願寺史料』と相通する記事選択の立場をとつており、その限界は否めない。

次に史料研究の面についてみると、これも業績は多くなく、唯一『東本願寺史料』³⁶をあげうるのみである。『東本願寺史料』は、文化十四年（一八一七）より明治元年（一八六八）までの東本願寺教団史料を網羅的に収録したものであり、この間の学寮関係記事も『上首寮日記』より多數採用されている。

そこで今回翻刻した文政六年七月一日から文政七年六月晦日までの、『東本願寺史料』に所収される『上首寮日記』

の記事を抽出してみると、次のようである。

(文政六年)

七月 一日条、上首澄海、本願鈔会読開始。

同月 二日条、明年夏安居の当役(知事)決定。

同月 二十日条、嗣講正行寺(大含)姫路御坊へ出立。講師(宝景)揚泉亭に閑居。

同月 二十三日条、秋安居開講伺提出。

九月 朔日条、秋安居講了伺提出。

同月 八日条、重陽節句。

同月 十四日条、嗣講正行寺帰寮。

同月 十五日条、近衛等四公達東殿に参殿。

十一月 十五日条、東本願寺焼失。

同月 二十九日条、嗣講易行院(法海)講堂にて御書拝読。

十二月 七日条、本尊・親鸞真影遷座。

(文政七年)

二月 十一日条、閑院宮死去につき鳴物停止。

同月 二十八日条、擬講円満寺(靈暉)嗣講へ転進。

四月 五日条、夏安居(本講)開講伺提出。

同月十六日条、夏安居（内講）開講伺提出。

同月二十一日条、夏安居（副講）開講伺提出。

同月二十四日条、夏安居内講の変更。

同月二十五日条、夏安居（副講）開講伺提出。

五月九日条、秋安居講本の事。

同月十一日条、円純院（達如室）二十五回忌。

六月七日条、明年夏安居講本伺提出。

同月同日条、秋安居開講伺提出。

六月八日条、夏安居（副講）開講伺提出。

同月九日条、明年夏秋安居開講伺提出。

後掲本文と比較してみると、この『東本願寺史料』の採用する学寮関係記事は、一つには学寮で行われた講義に関する事、二つには三講者の行動と人事という二点に限定されていることが判明する。従つてその範疇に入らない上首や寮司など三講者以外の人々の動向や学寮の日常的動きを知ることはできない。

そこで今回翻刻した『上首寮日記』の記事を検索していくと、学寮の組織・制度上注目すべき記事をいくつか見ることができる。その一つは、文政六年七月二日条に始まり、七月三日、同月十日、同月十八日、八月六日、九月十七日、十月九日、同月十日、同月十五日、同月十六日、文政七年四月二十九日、六月二十七日、の各条に記録されてい、
る、洛陽寮司の知事（当役）任命に関する一件である。

知事とは、夏秋の安居期間に限り寮司のうちより任命され、上首を補佐して所化の入寮退寮の管理、金銭の出納等事務的仕事を担当する役である。(図1参照) 当初は寮司が十日交替で務めるよう定められ、すべての寮司の義務であり、その職的意味合いは、事務繁多の上首の手伝としてしかなかつた。それがこの文政期には、寮司のうちから一定の規則により選出任命されるようになり、同時にそのもつ意味も変質していたのである。³⁶

上記の洛陽寮司の知事任命に関する一連の記事には、これまで知事に任せられる例がなつた洛陽寮司等が、知事就任要求の運動を起した顛末が詳細に記されており、この記事からは、知事選出の方法が、設置当初と異なり、国別に所化衆の多寡により権利としてあつたこと、またその意味あいも、出身地域の所化に対する便宜に關わるようになつていたことなどが窺えるのである。(文政六年七月三日条、同月十日条) 以上のように、まず学寮の組織・制度に関する重要な事柄である。知事職の変化を知ることができる。

二つめには、これは『上首寮日記』全体を通して言えることであるが、金銭の出納を細かく記した記事が多くみられることがある。このことからは、例えば経済的側面から学寮の規模の変化を追うことも可能であると思われる。

以上、今回翻刻した『上首寮日記』のうち『東本願寺史料』に所収された記事の内容傾向を示し、所収されていない記事より判明する事柄のうち、目についた二点を指摘してみた。このことから解ることは、『東本願寺史料』が、学寮の組織や制度に関する史料については、ほとんど採用していないこと、そして所収されない記事について、この一年分においても以上のようなことが指摘できるのであるから、『上首寮日記』五巻を通してみれば、そこにいかに多く学寮や東本願寺の実態を知りうる重要な記事が記載されているかが想像できると思う。

さてここまで、『上首寮日記』の概要を紹介するとともに、著者上首の職制、また史料的位置、さらに研究史からみた史料的価値に言及してきた。そこで了解されたことは、『上首寮日記』が主として学寮の組織・制度に関わる史料であり、かつその価値の極めて高いものであるということであった。

学寮関係の史料翻刻作業は、戦前より『真宗全書』、正統『真宗大系』の刊行により、三講者の著述等については、相当行われてきたと思う。しかしこの『上首寮日記』によつて知りうるような組織・制度の側面については残念ながら皆無、といつても過言ではない。東本願寺学寮の研究は、史学的立場からは、近世仏教各団の教団史・教育史、あるいは仏教思想史の一部問として今後注目されねばならないし、また真宗学的立場からは、現代の真宗教学の基礎である近代教学の母胎たる意味において、視野に入れて然るべき対象であろう。そしてその際、三講者を始めとする近世教学者の学問・研究を生み出し、また支えていた学寮のあり方を、厳密に押えていく仕事は重要であろうと考える。そのような意味でこの『上首寮日記』のような学寮の組織や制度に関わる史料の発掘・翻刻が急がれるのであり、今回の史料紹介がその第一歩となれば幸である。

△注▽

- ①、「宝曆五年頃學寮図」（武田統一『真宗教学史』所収）。
- ②、「大谷派本龜沿革略」（『真宗大系』³⁷）、武田統一『真宗教学史』前編第二章（以下武田論文と略す）。
- ③、前掲「大谷派本龜沿革略」。
- ④、武田論文一一二頁、一一三頁。

武田論文九四頁～九五頁。

「大谷派本黨沿革略」。

武田論文、前編第五章第二節。

『東本願寺家臣名簿』一六七頁。

武田論文、九三頁～九四頁。

武田論文、九五頁。

武田論文、九二頁～九三頁。

『貞宗辭典』（法藏館）。

武田論文、九三頁～九四頁。

『東本願寺史料』、文政二年六月三十日条、同三年七月十三日条、同六年五月二十一日条、同七年四月二十四日条等。

武田論文、九五頁。

以上は武田論文、一〇二頁。

以上は『上首寮日記』より検索した。

以上は「貞宗大谷派学匠系譜」（『貫珠院遺稿』所収）。

『夏安居日記』（大谷大学図書館蔵）。

「三講者名簿」（『貞宗大系』37）。

『學寮講義年鑑』（『貞宗大系』37）。

大谷大学図書館蔵。

大谷大学図書館蔵。

大谷大学図書館蔵。

大谷大学図書館蔵。

大谷大学図書館蔵。

大谷大学図書館蔵。

28、大谷派宗務所蔵。

29、当該期学寮関係史料は、以上の他にも諸規則類、また『御堂日記』などもあるが、未だ充分検討していないので後考を俟ちたい。

30、谷端昭夫「近世における東本願寺の宗務機構について」（真宗研究21輯）。

31、『東本願寺史料』によった。

32、武田氏にはこの他、「宗史編修所報」（大谷派宗史編修所）にも二編の論考があるが、本著に所取されているか、ほぼ同内容であるから省略する。

33、『真宗大系』39所収。

34、全四卷、宗学院編集部編。

35、前掲「惠然言上書」。

36、武田論文、九五頁～九六頁。

（凡例）

（嘱託研究員 草野顯之）

当『上首寮日記』は、日付・天候記入のみあり記事のない箇所を省略するという方針で、翻刻したものである。なお、省略箇所はとくに明示しなかった。その他、次のような原則にしたがつた。

一、漢字は原則として常用字体を用い、それにはないものは正字体を用いる。かなはすべて現行の字体に改める。但し、次の異体字・合字・かなは残す。

牴（体） メ（しめて） ら（より） 江（え） 而（て） 者（は） 茂（も） 得（え） メ（して）

一、翻刻に当つては、読解の便を考慮して、読点をほどこすほか、一行内で全く別の記載事項がつづけて記されてい

る場合には、二文字分空覽を設ける。

- 一、あきらかな誤記・脱字の箇所には、その字の右側に（ ）をもつて正しい字を示すか、（何脱カ）（ママ）などと記す。
- 一、校訂者による注記は、「[]」内に示す。

尚、翻刻に当つては、片山伸研究補助員・佐竹章吾資料整理員が第一次原稿をつくり、これに経隆優嘱託研究員・草野顯之嘱託研究員・一樂真研究補助員が協力して校合を行つた。また解説は草野嘱託研究員、凡例は片山研究補助員が担当した。

(表紙)

上首寮
第一日記

三日晴

一、当役知事所引取

一、了曜寮司之事二付、監寮ノ尋趣、洛陽寮司二局當役当リ不申候事尋二付、学寮ノ出候答書左三記

文政六年發未曆七月朔日晴
一、知事所物算相濟、夏中殘金六貫二百四十七匁弌步
二厘也

積年三月前迄之殘金四貫六百十五匁七步八厘五毛

預置事

一、澄海、本願鈔会讀始

二日晴

一、了曜寮司、来夏当役之事二付、宝光坊・上首寮；

真宗総合研究所紀要 第二号

洛陽之寮司二限知事所當役相省候儀、篤と相調候所、余之儀ニ而者無之其國々所化之多少によりて相定候事ニ而、越後カハハ年々結衆多分、依之壹人ツ、毎年出之、九州四国合而或者老人又者式人ツ、年々出之、関八州者所化少々故十年ニ一度ツ、も相当申候、攝州泉州紀州カハ長門迄之間、三年又者

御尋二付申上候口上覺

五年ニ一人ツ、相当、尾州三州濃州等合老人と申

文政六年未七月

程之事ニ而、僅五六輩之洛陽者相除申候、但シ相

監寮御衆中

除候國者洛陽斗ニ而者無御座候、其國數ハ上野下

上首

野上總甲州常州房州志摩周訪石見因播伯耆九州二

追加

而者日向等、是等之国々者總而当役除之、結衆小

事

分之故ニ而御座候、右等皆隣國之当役相兼指麾仕

御尋書之条々伝説之趣、御内話申上候事共ニ而吟

候事所化多分之国柄(柄)者、壱人ツ、当役罷出不申候

味仕、猶講者江も段々相尋之処、前書之趣より他

而者、所化之示并寮司等吹舉之儀共、其人体見分

事無之候、以上

兼候故国割并上中下之年刻を以相選趣ニ御座候、

御尋書之条々伝説之趣、御内話申上候事共ニ而吟

洛陽之儀者其自坊々出席之義故、示方等も格別に

味仕、猶講者江も段々相尋之処、前書之趣より他

いたし候事も無之、且其人体も相分有之候得者、

事無之候、以上

当役者無之候而も強而差支候義も無之、旁以相除

事無之候、以上

候様從來相定候旨、先々講師より相定候儀ニ而、

事無之候、以上

於當講師も其儀相心得居申候由被申候、畢竟當役

事無之候、以上

之儀者所化示方之為ニ而余事無之候、依御尋之儀

事無之候、以上

答候趣如此御座候、以上

事無之候、以上

知事

晨朝小経掛和(遺)贊上首相勤事

一、星会嘉儀、寮司百三十二文、擬百文、平四十八文、

六日晴

一、開徹院御講師御祥月ニ付、華足華打敷、迨夜六首
引上首調声

惣合三貫九百文、澄海合ノ四貫九百文、御講師本擬
合八百文、平一貫文、又嗣師本擬五百文、平六百文、
外非役嗣講師本擬二百文、平四百文、又擬講師本擬
二百文、平三百文、且本擬別名前記事、但海講三嗣二
擬酒監三等二
別礼、是者非例也

七日晴

一、星会御礼、御講師方御飯後、大衆於玄闕御礼

一、〔深物〕香月院御講師七回忌、六月引上当日故華足華打敷(束)

迨夜六首引、上首御殿之御用ニ付恵忍擬寮司相願

八日晴

一、朝小經三重和讚二首 上首勤

十日晴

一、監察合夕方人來、一書如左

從上首知事被差出候書面之中、難相心得趣

共御座候ニ付、申上候条々

前件之通ニ候ハ、監察方御宅ニ而上首并當

一、当役之儀者、国々所化之多少ニ寄、相定候有之候事

若前件之通ニ候ハ、佐渡合当役相勤候者如何、少分之国者隣國合相兼候ハ、同夏ニ勤候越後之当役兼之候而も可然候、但大坂等も如洛陽壺ヶ所別ニ離し候ハ、少分ニ而御座候、然処是迄度々被出候

一、結衆少分之国者、多国組合其中合壺人相勤申候と有之事

若如前件之候ハ、洛陽者五畿内ニ組合可申事ニ候、然ル处洛陽而已ニ限り、切離し別段ニ被致候者如何之事

一、洛陽結衆僅五六輩と有之候事

洛陽結衆五六輩ニ而者無御座候、但シ転席之分者結衆ニ而者無之哉

一、当役相除候國者洛陽斗リニ而者無之と候事

役惣代々被申候者、洛陽二限り上下往来等之勤切無御座候故、除之由被申候、左候得者洛陽二限り候様ニ相聞候、此度之通答書と前後致相違候事

一、洛陽二不限相除候国々、十余ヶ国も有之候と被申出候事

右国々に者結衆至而少、転席之人又者結夏之人無之國も可有之哉之事、右等之國と同様二被致者如何ニ御座候事

一、当役之儀者、其國々令寮司等吹舉之義ニ付、其人牀見分兼候故、國割年割を以相選候与有之事
前件之通ニ候ハ、撰州々百余里を隔候長門辺等之人牀見分候事相成候哉、若相成候ハ、洛陽々も可為同然候事

一、畢竟當役之儀者、所化示方之為ニ而余事無之と候所化示方之儀者、自國之所化者限不申候、既

ニ江戸の関八州を示し、大坂の紀州長州辺迄を示し候ニ而者無之哉、洛陽々茂如其隣国近国を示し被申候事、全牀示方之儀者、七人之当役相共ニ務之或者非役迄ニ及候事も有之、必しも所化多分之國ニ限り申間敷候

一、返答書之所詮者、結衆少分成を以当役相除、余国者縱令少分ニ而茂国々組合出之、其儀を以前之御講師令之定と申來し、當御講師に於而も左様相心得被居候と有之事

若前件之通ニ候ハ、知事所惣代并上首監寮方御宅ニ而、知事所ニ三十年來申伝候趣、此度御講師江申入候処、知事所ニ申伝候事ニ候ハ、在來通ニ可致旨被申候由、然ル時者御講師ニ被申伝候儀ニ而者無之、全ク知事所ニ申候而初而被致承知候事、且前々御講師在務之節ハ、當役之儀上首々吹舉被致時茂有之候得共、右等之儀者一向沙汰無御座候事

洛陽擬寮司

休成

十四日小雨

專淨

大惠

弘方丁子屋切手出事
迨夜三首引上首相勤

同寮司
賢成

未七月

知準

慧涯

了曜

蓮峯

十五日星夕雨

朝六首引上首

奉行中元入來

御講師方御礼隨意、監寮支配奉行御納戸小奏者、手札を以中元礼申入

監寮御衆中

十六日曇

朝六首引調声上首

開正寺御講師迨夜三首引上首勤同寮司明

十三日晴

一、本願抄講了

十七日晴

藏書虫千二付、前日以直日触、此日五時人數廿五人、

盆前二付、前磨物末席兩人三八・大新、切籠はり
海藏・惠忍子下坂

一、五百文、斎僕兩人酒札外二

白毫斤松憐樟腦壹斤、北國屋申付

十八日晴

同虫干、もち六百、廿五人、齋僕ニ茂もち小豆、前

日残り用、擬寮司加役前日そふめん酒出、今日しつ

ほく式ツ、酒出事、虫干料十匁問ニ而払申事、但白

様脳
松惱 もちハ学寮払

明十九日

御学寮

学寮
上首

九ツ時御納戸江願出事

講堂張出引取

御願

廿一日雨

惣酒掃、仏前花掃除如例月、迨夜上首六首引

閑居

廿日雨

正行寺
院大倉
正行寺嗣講師播州姫路御坊御立、御講師揚泉亭二御

廿二日雨

朝六首引上首調声

廿三日小雨

林助かわり清助来ル
林助かわり清助来ル

一、監寮宝光房江來夏当役七人之御召状之儀、上首直

申入事、但列名前記

一、監寮宝光房江返事、夜宝光坊々使

来、明五半時可罷出事

十九日晴

張出引取二來、今迄者三十九枚、寮司溢席故來夏分

被下候、以上

右來八月三日開講御伺申上候、此段宜敷被仰上可

一、淨土論

擬講
圓頓光亮寺
光誓寺

知事

御意置候、以上

未七月

上首

尚々当刻二八
御案内申上候

学寮御奉行

町触之事
御伺

上首印

何日

何御寮司

上

上首
知事

開講

御成御伺

廿四日晴

中奉書、上包ミノ

右仏願寺願出事

一、秋講願通
御聞済

但御成無御座八ツ時済

一、真性坊他国輪番二付、下珠数屋町蓮乗坊支配被仰

付候

秋講當役呼狀

何日何時

御用之儀有之

候間、御他行

無之様、右得

八月朔日二一日

着帳御伺

廿七日晴

迨夜如例月、頼患眼寮司、六首引

関扇坊嗣講師越後分御帰京
(如及後付)

廿八日

朝上首調声

知事所開、諸帳面相渡、諸道具渡

清助替孫助來

廿九日晴

月算丁子屋來、米四分雜費五厘

一、淨土論
右來九月七日講了御伺申上候
此段宜敷被仰上可被

擬講
因講場先
光誓寺

(九月)

朔日

(八月)

六日雨

一老

未九月

知事
上首

學寮御奉行

監寮御衆中

一、以來學寮知事仁脉相伺可申事、但式十老人ツヽ、

書上可申候御撰之上可被仰付候事

未八月

御成御伺

性智坊願出事
但紙奉書上包ミノ

監寮令申來事

二日晴

一、講了伺御聞濟

四日曇

一、嗣講寮東方土壙破落依之御納戸願出事

乍恐以書付奉願候

七日晴

一、今日四ツ時、嗣講寮東の方太子堂境之土壙凡武間
余相崩候、他寺院と申無用心ニモ御座候間、右破
損取繕之義早速奉願上候、外ニ嗣講土壙損候間、
是亦御譜請之儀被上久カ仰付可被下様奉願上候、以

末九月

上首

八日晴

御納戸
御役人衆中

一、易行院嗣講師御入寮、入食今日、昨夜今入寮

明日節句二付重陽嘉儀集錢、本百三十武文、擬百文、
平大衆六十四文、但御講師本擬四百文、平衆六百文、
兩嗣講師本擬三百文ツ、平衆四百文ツ、當番擬
講師本擬三百文、平大衆三百文、外宿擬講師本擬武
百文、大衆武百文也、ノ三貫四百文也

五日晴

御作事見分來

九日晴

明日滿講ニ付御連枝・奉行・監寮・支配・御講者
方、明辰尅講了案内仕事

六日晴

案内札 申經、澄海・深法參

三日経、同人參

正行寺嗣講師従播州九ツ時京着

寂定院師迨夜二付三首引、上首勤

〔法海〕易行院嗣講師大津江御出
十日小雨

十一日小曇

寮内敷取扱

〔林院〕大含嗣講師播州令十四五日京着之由申來

晨朝小経掛和讚、上首調声

御講師・大含嗣講師宇治松竹山御出

○近衛殿等御四方公達、東殿御成

○関扇嗣講師江府江御出達

十五日晴

十二日

〔法海〕易行院嗣講師御帰寮

十六日晴

開正寺御講師迨夜、三首引

於湧波御殿、易行院師三帖目御文開講

十三日

十七日曇

三日経、法深・靈山參

十四日

○從東暉擬講師金七両式歩入書状來、速ニ^(刻)先御講師
江差上候事

。当役女一人上段書上ル事、御講師江伺

迨夜如例月、上首調声

一、転法輪前右大臣殿薨去ニ付、昨十六日令明十八日

迄三日之間鳴物停止ニ候、普請ハ不苦候旨、洛中

洛外江可相触もの也

廿三日晴

成滿寺入來

未九月十七日

華光院円解師御帰國

廿七日雨

金七両貳歩丁子や九郎右衛門二預置、金者平兵衛へ

迨夜如例月、上首調声六首引

渡事

廿八日晴

朝上首調声六首引、御文第三帖9
今日ハ鶯聖人

十八日雨

惣差引、拾貫七百四拾壹匁貳分七厘九毛、丁子屋九

廿九日晴

郎右衛門預金

月算米四分、雜費六厘、丁子屋來

十九日晴

廿九日辰魁申御齋、仏願寺乃申来

晦日晴

光圓解
慶義誓吉擬講御入來

廿一日雨

十月朔日小雨而曇而晴

惣洒掃

十二日晴
奉願口上覺

二日曇

光誓寺^{同照庵光}擬講師御帰国

四日晴

魚棚東洞院西入魚屋裏小火事

九日曇

夏中以来洛陽知事之願書言上、不殘洛陽乞上段ニ願書上ニ付、御講師御召ニ而依 御沙汰、洛陽ニ茂当役知事操出可当之由、上首迄被申聞候ニ付、寮司擬寮司示談仕候

十日晴

今後本擬示談仕事、宝光坊入来七ツ時

取締之基とも相成申候、右之趣洛陽之寮司擬寮司并所化中承知ニ御座候ハヽ、被仰聞候通り來

此度依 御沙汰洛陽寮司當役知事之儀、御講者方御示談之上被申聞候者、以來夏末ニ翌年之知事操出候節、洛陽寮司をも可差出旨上首迄被申聞候ニ付、在京之寮司擬寮司江示談仕候處、皆々 申候者、洛陽法中之儀者他國之所化ニ相替、知事所乞年々縁聞之札を取り刺威儀袈裟ニ致出席、懸席も不致候而、聽聞仕候族御座候、左様之儀以来無之様被仰付被下候様奉願候、旦又洛陽之寮司知事相勤候節者、たとひ住持分たりとも夏中者致入寮、急度知事役を専らに相勤、自坊法用等を自在ニ日々勤候儀、或者自坊江致止宿候様之儀、決して無之様被仰付可被下候、都而御學寮之儀者、都鄙一同ニ無御座候而者、不

夏末二者、洛陽寮司をも知事当役ニ操出し指上
可申候、此段宜敷奉願候、以上

十九日晴

海藏十日死去

上首

十月十一日

御講師様

嗣講師様

廿一日晴

寛政九五月廿三日、集会所就普請、於講堂御書有之、
右之記録御紀

十五日晴

宝光坊今來夏當役御召狀來、但笥箱も當年今御上今
出ル

廿一日晴

迨夜後於講堂書有之
海藏一七日施菜

十六日晴

御召狀七通兩講師御狀申、奉書上包ミノ符箱上ミノ

ニ而包、國郡所寺号名前を書、下ニ学寮上首と書、

裏ニ從京高倉學寮發と書、但筑後と越後長岡之式通

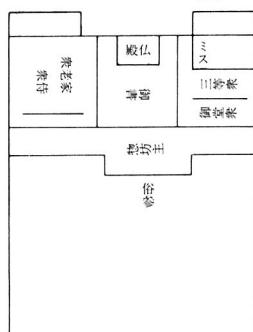
者丁子屋九郎右衛門賴、殘飛脚受取一々取置へき事

廿二日小雨

朝如例月上首調声

廿四日晴

海藏施菜



廿七日

御迨夜如例月上首調声

廿九日

月算丁九来、米八分雜費六厘

と成
御門跡様、御本尊・御真影之御供二而大谷ニ御遷被
遊、并光養君様方引つ、き大谷江御出、并下間兩家
燒失

十六日朝於大谷御勤、其後 御所様御直ニ御化導被
為在候

(十一月)

七日

火燒前払丁子屋申付事

十六日晴

金武両当座御機嫌伺、在京所化中再建志千両学寮
記帳、西学林々火事見舞入來、但三人

十一日晴

惣洒掃

十七日晴

燒残卷經七十九函、破経台空函三ツ預ル

十五日晴

新嘗祭御修行ニ付火用心

十八日晴

戊ノ上刻御本山御焼失、唐扇間之辺々出火、暫時之

間ニ御殿・御影堂・御本堂・御大門ニ至迄不殘灰塵

花籠一箱十枚入、経一巻宝光坊預

十九日晴

凹満寺擬講師御入寮

江戸光円寺藏海公着

迨夜六首引上首調声

於講堂御書之事仏願寺々申来、従之毎月

廿日晴

閔扇坊嗣講師江戸々帰京、知事所江御入寮、新入末

席之者ミかきもの申付、三八壱ツ、

廿八日晴

大谷報恩講御満座

賢道公入來 莊嚴引華東寮内大衆江配分

廿一日雨

惣洒掃、迨夜上首調声

於大谷報恩講御執行

廿九日晴

於講堂御書易行院師被仰付御勤被成候、講堂莊嚴如

先月 惣洒掃_(但)旦作事令人足來

廿六日晴

東殿御用所大石氏・大羽氏呼二来、罷越候處、学寮不用幕御本山御入用二付、五間帳八帳・壱間半二帳上ル、即書取置

卅日晴

廿九日御書御座候二付今日月算、米四分雜費六厘丁子屋來

廿七日晴

(十二月)

二日

了^了班擬講師入來、雪寮御入寮

四日晴

志の原屋仁兵衛、味噌大豆去年々十匁高直^(値)七拾五匁

かへ、二石例年之通申付

五日晴

円信・法蓋西学林^{ムカシ}火見舞来故、其返礼遣事、手札

東学寮

七日晴

御遷座之節旧例学寮所化江被仰付候ニ付、此度御大
変故御用御繁多故御伺上

口上之覺

一、天明八戊申二月廿二日夜大谷^{ムカシ}東殿御假堂江

御遷座之節も、御本尊・祖師御真影御輿力者
学寮所化江被仰付候、尚又同年十一月十一

同書力者事支配迄出候處、此節御用繁多ニ付、一老
宝光坊含置追而申達候被申候而、伺書者被差返候事

十一日晴

十日晴

元助かわり徳助來

八百屋鼠大根千両百本、^且壱本二付八文ツ、

八月晴

監寮御衆中
学寮御奉行

十二月七日

上首

日御在所御假堂之節、又御影堂・御本堂・御
大門等之御遷座之節皆学寮所化江被仰付
候、此度も旧例ニ御座候得者御伺申上度奉存

候、此段宣敷被仰上可被下候、以上

十六日雨

月算丁子屋、米四分武厘雜費六厘

御遷座、学寮乞力者武拾人被 仰付候ニ付、上首澄

海指麾

廿七日曇

迨夜如例月上首調声六首引

廿一日晴

惣酒掃 御書御入如例月

廿八日曇

朝如例月六首引上首調声

廿二日

常德寺使御堂小番太藏机受取二来、残壘脚預置

廿九日曇

す、はき、酒掃人足武人、外二斎僕兩人

廿四日晴

銀三匁、学寮奉行寒中見舞

廿日曇

払方丁子屋申付

打敷華御鏡餅出入米屋乞指上候事如旧例、直日ニ申

付、御講者方五師歲末御講師嗣講師三人本擬乞酒札
武枚ツ、^(但)且年玉嘉儀一度ニ集ル、本役之分式百三
拾武文、擬役百六拾四文、大衆八拾文ツ、集ル也、

廿六日晴

旦御講五百文、嗣講師四百文、擬講師三人三百文ツ、

佐助三百文、下役式百文、すゝはき祝儀外ニ遣ル
献上候

玄伏入来

八日晴

文政七甲申曆正月元日晴

朝六首引夕三首引上首調声

當年御燒失ニ付、役方無礼〔用〕御講者方御礼已而

九日晴

夜五ツ時如是院見列関扇坊嗣講師御座ニ御出之跡ニ而、賊入品

物盜取候事

覺

一、緞子縞入

うらもみはつ
かけ都内縞

一、紋縮緬綿入

うら古きもみ
はつかけ表と同し切れ

一、同色

うら花色のうすきぬ
はつかけ花色きぬ

一、花色立鷲

うら花色秩父きぬとうし

一、杜仲紬綿入

うら花色ち、父とうし

一、縮緬袷

うら花色はつ
うらかいきと覺候

一、黒縮緬綿入毫

うらもみきぬはつ
うらかいきと同し切

一、奥丹後紬袴

うらへりひらふと

四日晴

同断、迨夜後莊嚴引

御鏡切在助申付、寮内直日を以て配分
講師御入來

勢州恵觀子宿あつけ

觀月禁足申付事

〔用解〕
花光院擬

十四日晴

御迨夜如例月、花立替、上首調声二首引

廿二日小雪

同断

十五日晴

朝小經念仏和讚上首調声

廿三日小雪後晴
法深子越前下、隨從俊道子來

十六日晴

開正寺御講師御迨夜、三首引上首調声

廿五日晴

越後德旺寮司向之紙屋座敷二而死去、越後屋権藏引

十七日雨

朝上首調声

廿六日晴

葬礼暮六時、三等定衆導師

十九日雨

夜風、火用心

廿七日晴

迨夜如例月六首引上首調声

廿一日小雪

迨夜如例月上首調声

廿八日晴

朝六首引上首調声

日鳴物停止、但普請者不苦候

(二月)

二日晴

香樹院德龜
無為信寺嗣講師御入寮

申御経、上首并靈河兩人參殿

十二日雪

十四日晴

兩御講師迨夜、但寂精勤定院師祥月故打敷華束上首調声
六首引

七日晴

御姫様御逝去二付、三日之内鳴物停止

十六日雨

開正院開正寺御講師御迨夜、華掃除、上首調声三首

十日晴同后雨

七十五法会読、於上首寮

十七日晴

彼岸入、御華打敷花束但初中後上首調声、朝六首引
迨夜三首引

十一日曇

閑院一品宮薨去二付、今十日令明後十二日迄日數三

廿一日

迨夜、華掃除、上首調声

月算丁子屋來、米四分式厘雜費六厘

御祥月二付御書御延引、廿七日と相成

(三月)

廿二日晴

二日晴

朝六首引上首調声

払方丁子屋申付

仏殿洒掃

廿三日晴

彼岸結願、上首調声六首引

廿七日雨

御迄夜如例月、但御書御入

廿八日雨

朝六首引上首調声

円満寺^{圓滿寺}擬講師此日受命、嗣講転進

三日晴

今日御札、御講者方御家中礼なし

廿九日晴

四日雨

正^{宗華院天合}行寺嗣講師侍者豊前小倉領田川郡荒津村真念寺新

發意道存死去ニ付、支配葬礼導師相頼候処、兩人共

病氣ニ付一老宝光坊申出候処、成真寺支配名代導師

ニ御座候、葬礼暮六ツ寮内直日を以触事、上首僕壱

人召使諷誦罷出、但香典夏中者金壱歩ニ御座候得共、

夏間之儀ニ御座候間、旧例ニ順シ南镣壹片遣候事、

宿池田屋茂兵衛也

畠屋七人来

九日晴

畠屋五人来

十日雨

畠屋九人来

十一日晴

畠屋八人来

十二日晴

畠屋七人来

十三日雨

畠屋四人来

諸国御講者方江円満^{開法院}寺様嗣講御転進

之書状出事

八日晴後雨

畠屋七人来

十四日晴

朝六首引上首調声

香嚴院師御追夜洒掃仏殿華三首引上首調声

六人来

廿七日晴

置屋

御追夜如例月并施菜御經上首調声

十五日晴

朝小經上首調声

(四月)

五日晴

一、愚禿抄

講師

玉京

五乘院

二、選択集

嗣講

香樹院德龜

無為信寺

右來四月十五日開講 御伺申上候、此段宜敷被仰

上可被下候、以上

十九日晴

東暉擬講師御入來

申四月日

知事

上首

廿日晴

惣酒掃御華等如例月、上首調声

學寮御奉行

監寮御衆中

上

上首

知事

廿二日雨

五乘院
(宝院)

申四月

四月十四日
開講御礼御伺

開講
御成御伺

廿一日晴

四月十二十三日靈巒御伺

迨夜如例月、御書御入

右之通相認支配仏願寺性智坊江出、但紙小奉書上包
ミノ

六日晴

開講同相濟
御成

申四月

上首

御納戸

御役人衆中

擬講師着入寮、掃除金八申付事

御法事二付大帳門前二出、并參詣切手五十枚願、所

化六拾銅ツ、香典と引替事

十六日晴

當夏於講堂昼後十不二門指要鈔内講、右擬講越後速

念寺東暉禁日院、所化之仍望相勤申度奉伺候事

申四月

知事

被仰上可被下候、以上

右來四月廿三日開講御伺申上候、此段宜敷

寮司
靈鏡

右之書付十八日二出ス、但例年廿一日廿二日と申出、候得共、廿一日御書御差向二付廿二日書出也

一、略述法相義

上首

一、金百疋深惠寮司隸名着上、寫料同金百疋円寿

學寮御奉行

監寮御衆中

一、成唯識論

寮司
澄玄

右來四月廿五日開講御伺申上候、此段宜敷
被仰上可被下候、以上

申四月

知事

上首

廿五日

寮司
惠定

後出阿弥陀偈經

伺出事如例

廿六日晴

彌陀偈經 御聞濟

如例月當役調聲

講堂掛出毘來日置五拾枚

廿二日晴

廿三日

靈鏡寮司法相義初

真宗総合研究所紀要 第二号

廿四日雨

惠景寮司受命擬講旦俱舍論同相濟候得共、擬講內講

兩人其例無御座候二付、俱舍論延引之由 上段今
御沙汰御座候二付於講堂演說仕事

廿八日晴

五日晴

月算丁子屋來 飛州令米三拾俵施入二付、此金拾
三兩貳步、銀六拾貳匁、銀百三十人老人前六匁四分
ツヽ、斎僕壹貫文米屋弘方相済、雜費三分一百文丁

端午御礼 賢海寮司之嗣講伺、支配兩人病氣二付
宝光坊江持參之事伺書如例、講本撰八転義論

字屋願事

七日曇

撰八転伺相済

廿九日曇

上檀令洛陽緣聞止事被 仰聞、然ル上者洛陽寮司知
事當役可当事被仰渡候事

九日曇

一、大鉄擬講師秋夏講本末燈抄・銘文兩部・但末灯抄
迄御法事、且大衆三拾貳銅ツヽ、擬寮司四拾八銅、
寮司六拾銅、於斎堂寮内擬寮司受取事

(五月)

四日雨昼后風

十一日曇

弘方丁子屋申付、寮内大衆擬講師端午儀十貳文ツヽ、
本役百貳十四文、擬役八十文集之、委曲知事所日記
ニあり

〔兼如意〕
円純院様二十五回忌二付、十一日退夜〔マツタマシテ〕十四日日中
迄御法事、且大衆三拾貳銅ツヽ、擬寮司四拾八銅、
寮司六拾銅、於斎堂寮内擬寮司受取事

監寮支配銀壹兩ツヽ、四ツ、小奏者銀壹兩ツヽ、四ツ、
奉行五匁合九包丁子屋申付

十二日晴

白木台目録
御香典
上

掛札紙學寮所化中

鳥目式拾五貫文

納戸江差上候事

華光院擬講師御入、昼後智現擬講師御入三十
〔内解〕
施入并澄玄公施菜御講者方御參詣、小經調声上首

施

廿四日曇

御講師施菜御経、調声上首小經懸和讃

阿弥陀經講了伺相済

十三日曇

佐助かわり武助本役、仙助庄助助役

廿六日

十四日曇

今日中後御斎三人所化、但上首・当役・首座三人式度ツ、御冥加献上仕度事

越中射水郡磯辺永徳寺顕淨転席之義、
普達院
院様仏願

(六月)

二日雨后晴

御書、大衆廿四文、擬寮司三十式文、本役四拾八文

十六日曇

御追夜

御書二付休講、御書兩座辰刻

三日

廿日曇

真宗総合研究所紀要
第二号

四日晴

一八一

御書志式拾四貫式百文、御納戸江上納仕事

右当秋講御伺

七日晴

八日曇

八百六拾目同御納戸分受取、宿直恵燈寮司渡

始終心要

寮司
義專

一、來夏講本伺左之通り

右來六月十一日開講伺事出事

一、淨土和讃

講師
五乘院

九日雨

始終心要

寮司
義專

一、大無量壽經

嗣講
(開悟院靈應)

始終心要

寮司
義專

一、淨土論註

圓滿寺

始終心要

寮司
義專

一、往生礼讚

右來酉夏講御伺申上候、此段宜敷被仰上可被下候、

以上

申六月

知事

十四日晴

法相義講了伺相濟

学寮御奉行
監寮御衆中

一、未燈抄

擬講
(大鉄)
蓮光寺

一、尊号銘文

休講

十六日(晴)同

十七日晴

廿七日晴暮六晴雨

始終心要、義專寮司講了伺出ル

報恩講如例年、御導師御講師、法談無為信守嗣講師

(香樹院德菴)

御請書

廿日曇后晴

成唯識論、澄玄寮司廿三日講了伺相濟

一、廿六日本講滿了伺相濟

一、御成無御座候、(但)廿六日昼後

御學寮江例年聽聞二罷出候洛陽席儀
御差支二付、以來者無之趣被 仰渡、一同奉畏候、
右之段御請申上候、以上

文政七年

洛陽

申六月 老分中

廿一日

御書御入、迨夜六首引上首勤

廿二日曇

六首引調声上首

廿六日晴

滿講如旧例、知事所如日記

晨期六首引

洛陽席古來今有之候處、此度御差止二相成、依之洛
陽老分中今御請書如右

廿八日雨

廿九日曇

夏中惣算有、金六貫三百八拾目五分九厘、当夏分丁
子屋預ヶ